

スマートハイムでんき 【重要事項説明書】

- 本書面では、お客さまと積水化学工業株式会社（以下「当社」といいます。）との間で成立する、スマートハイムでんき（本書面 1. に定義します。）に関する電気の供給および受給（以下受給の用語を便宜上「買取」といいます。）またはそのいずれかの契約（以下成立する契約を「本契約」といいます。）において、当社が公表している以下の各書面（以下総称して「本約款等」といいます。）のうち、特に重要な内容をご説明いたします。
 - ・ 「電気の供給および発電設備等からの電気の受給に関する約款」（以下「本約款」といいます。）
 - ・ 「電気料金メニュー定義書」
 - ・ 「買取料金メニュー定義書」（以下電気料金メニュー定義書とあわせて「料金定義書」といいます。）
- 本書面に記載の電気料金および買取料金（以下総称して「料金」といいます。）その他の電気の供給および買取条件等の本契約の条件は、本約款等にもとづきます。本書面は、お客さまとの本契約に関する全ての内容および条件を記載したものではありませんので、その他詳細事項等は、当社所定のスマートハイムでんきホームページ（本書面 1.3. に記載の URL または二次元バーコードからアクセスいただくことが可能です。以下同じです。）に掲載する本約款等をご確認ください。

1. スマートハイムでんきについて

- 「スマートハイムでんき」とは、お客さまのお申込み内容に応じて、当社からお客さまへの電気の供給およびお客さまが太陽光発電設備等により発電した電気等の当社による買取またはそのいずれかを実施するサービスです。サービスの詳細は、スマートハイムでんきホームページのほか、各種パンフレット等もご確認ください。
- 電気の供給および買取の対象エリアは沖縄、離島を除く日本全国といたします。
- お客さまによるスマートハイムでんきのご利用状況等（月々の電気の供給量および買取量、電気料金および買取料金その他のご契約情報等。）については、スマートハイムでんきホームページからお客さま専用 Web サイト「マイページ」（以下「マイページ」といいます。）にご登録いただくことにより、ご確認ください。なお、マイページのご登録およびご利用にあたっては、スマートハイムでんきホームページに別途掲載する専用の利用規約にご同意いただけます。
- 上記のほか、当社は、スマートハイムでんきに付帯して別途有形または無形の商品もしくはサービスを、原則としてお客さまの任意のご選択に応じて、セットでご提供することがあります。この場合における当該商品またはサービスの詳細については、別途付帯する定義書、スマートハイムでんきホームページその他パンフレット等に記載する付帯条件等をご確認ください。

2. 法令にもとづく承諾および通知等（重要）

- お客さまは、当社がお客さまに対してスマートハイムでんきホームページ、マイページへの掲載または電子メールの送信等の電磁的方法、書面による通知その他当社が適切と判断した方法（以下総称して「当社が適切と判断した方法」といいます。）により、電気事業法に定める供給条件の説明ならびに本契約締結前および締結後の書面の交付等を行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
- また当社は、以下のいずれかの方法により、法令に基づく本契約締結後の書面交付を行います。
 - ・ スマートハイムでんきホームページまたはマイページにより本契約をお申込みいただいたお客さまに対しては、料金プラン等本書面に記載のない事項について、原則としてマイページによりお知らせします。本書面と併せてご確認ください。
 - ・ 書面で通知されることを希望されたお客さまには、「ご契約内容のお知らせ」と称する別途の書面をご郵送いたします。

3. お申込みについて

- 本契約の新規または変更のお申込みを希望されるお客さまは、スマートハイムでんきホームページ、マイページまたは当社所定の申込書にてお申込みいただけます。なお、**お申込みの前に必ず本書面をご確認いただき、ご同意の上でお申込みください。お客さまからの申込みの事実をもって、本書面に同意いただいたものとみなします。**
- スマートハイムでんきにお申込みいただく前に他の小売電気事業者または取次店（以下総称して「他電力事業者等」といいます。）とご契約されている場合には、お客さまからの解約手続は必要ございません。当社にて行います。
- 他電力事業者等との解約にともない不利益事項（解約金の発生、ポイントの失効等）が発生する場合があります。詳しくは他電力事業者等にお問い合わせください。
- 他電力事業者等との契約で、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される場合は、スマートハイムでんき専用コールセンター（本書面 1.3. に記載します。以下同じです。）までお問い合わせください。

4. 電気の供給および買取について

電圧および周波数等は以下のとおりといたします。

標準電圧	100 ボルト または 200 ボルト
標準周波数	お客さまのお住まいの区域ごとに以下のとおりといたします。 50 ヘルツ： 北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア ただし、新潟県妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は 60 ヘルツ 60 ヘルツ： 中部電力エリア、北陸電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、 四国電力エリア、九州電力エリア ただし、長野県の一部は 50 ヘルツ
電気買取の対象となる発電機器	次に定めるもののうち、お客さまにお申込みいただいた太陽光発電設備等といたします。 太陽光発電設備、蓄電池、Vehicle to Home (VtoH)

※蓄電池およびVtoHは、お客さまが全国のセキスイハイムまたはセキスイファミエス各社に委託して設置した場合に限ります。

※蓄電池は、自給自足（自立）運転モードに切り替えができないものは除きます。

5. ご契約について

(1) 契約期間等

お客さまからのお申込みを受け、当社が承諾したときに本契約は締結され、成立し、別途当社が適切と判断した方法により通知する契約開始日（期間のみが明示されている場合はその開始日が相当します。以下「契約開始日」といいます。）から、本契約もしくはお客さまと当社との別段の合意にもとづく解約または解除等により本契約が終了する日までを契約期間とします。また、本契約成立後の電気の供給および買取またはそのいずれかの開始予定日は以下のとおりとし、お客さまと当社の別段の合意または取り決めがない限り、契約開始日と同一となります。なお、お客さまからのお申込みに対する当社の承諾または当社からの契約開始日の通知が、電気の供給または買取開始日以降になされた場合、当社による電気の供給または買取をもって、お客さまからのお申込みに対する当社の承諾とみなすものとし、本契約の締結日および成立日ならびに契約開始日は、当該電気の供給または買取開始日となります。

①電気の供給

- ・他電力事業者等から切り替える場合

原則として、所定の手続が完了した後、次に到来する検針日から当社が電気の供給を開始いたします。

- ・引越し（転入）等の理由で新たに電気の供給に関する契約を締結される場合

原則として、お客さまの希望する日から電気の供給を開始いたします。

②電気の買取

原則として、所定の手続が完了し、かつ再生可能エネルギー固定価格買取制度にもとづく買取期間が満了した日、またはお申込み時点で固定価格買取制度の対象でない場合は、別途当社とお客さまの協議により決定した日から当社が買取りをいたします。

(2) 契約電流、契約容量およびその決定方法

お客さまに電気の供給をする場合における契約電流（単位：アンペア）および契約容量（単位：キロボルトアンペア。分電盤に設置された主開閉器（ブレーカー）のアンペア数によって決まります。）（以下総称して「契約電流等」といいます。）は、以下の方法により決定される、お申込み時に申し出ただいた値といたします。ただし、以下の方法によって決定できない場合、1年間を通じて最大の負荷を基準として、お客さまからお申し出いただく契約電流等を踏まえて当社が決定いたします。なお、お客さまがお申込みをされた後、または契約期間中に主開閉器のアンペア数を変更された場合、契約内容の変更が必要になりますので、必ずご連絡ください。

- ・他電力事業者等から契約を切り替える場合、原則として、他電力事業者等との契約終了時点の契約電流等の値とします。
- ・お引越し（転入）の場合は、原則として、供給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流等の値とします。

(3) 最大調達電力およびその決定方法

お客さまから電気の買取を行う場合においては、当社との協議により、最大調達電力を定めるものとします。

6. 料金について

料金およびその算定方法は、以下のとおりといたします。詳細は、料金定義書のほかスマートハイムでんきホームページおよびパンフレット等をご確認ください。

(1) 電気料金およびその算定方法

①スマートハイムプランA、BおよびC

基本料金＋電力量料金（従量料金±燃料費調整額）－割引料金（スマートハイム割）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ・従量料金および燃料費調整額は、各々の単価に、お客さまの月々の供給電力量を乗じてえた金額とします。
- ・基本料金および従量料金の単価については、電気料金メニュー定義書5(1)および(2)に規定する単価のうちお客さまがお申込み時に申出の料金単価といたします。
- ・燃料費調整単価は、平均燃料価格に応じて変動します。詳細は、本約款別表1（燃料費調整）、電気料金メニュー定義書5(2)およびスマートハイムでんきホームページに規定ならびに掲載のとおりといたします。
- ・割引料金（スマートハイム割）については、電気料金メニュー定義書5(3)に規定する割引金額といたします。
- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金は、法令により電気をご利用の全てのお客さまにご負担いただきます。詳細は、本約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）および電気料金メニュー定義書5(4)に規定のとおりといたします。上記の各料金は、本書面7.(2)に記載のとおり、日割計算を行う場合があります。

②スマートハイムオール電化プラン、オール電化Gプラン

電力量料金（従量料金）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金

- ・従量料金は、単価に、お客さまの月々の供給電力量を乗じてえた金額とします。
- ・従量料金の単価については、電気料金メニュー定義書4(1)に記載の単価のうち、お客さまに適用される料金単価とします。
- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金は、法令により電気をご利用の全てのお客さまにご負担いただきます。詳細は、本約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）および電気料金メニュー定義書4(2)に規定のとおりといたします。

(2) 買取料金およびその算定方法

買取料金は、買取料金の料金単価に、お客さまからの月々の買取電力量を乗じてえた金額とします。

買取料金の料金単価は、買取料金メニュー定義書4および別表に記載の料金単価のうち、お客さまに適用される料金単価です。

7. 計量方法および料金の算定期間

(1) 計量方法

お客さまの供給電力量および買取電力量は、一般送配電事業者（※）が取付ける記録型計量器（以下「スマートメーター」といいます。）にて計量いたします。

（※）本約款等において一般送配電事業者とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社および九州電力株式会社をいい、お客さまのお住まいの地域の会社とします（各一般送配電事業者については、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるもの）に限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を

受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。以下同様とします。)

(2) 料金の算定期間

お客様の料金の算定期間は電気料金および買取料金ごとに1ヶ月とし、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日まで、または前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下総称して「計量期間等」といいます。）といたします。なお、検針日および計量日は一般送配電事業者があらかじめ定めた日にいたします。電気料金については、①電気の供給を開始した場合、②本契約（供給に関する契約に限ります。）を終了した場合、③契約電流等の変更により電気料金に変更があった場合、④計量期間等の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回りまたは下回る場合、電気料金を日割計算いたします。スマートハイムプランA、BまたはCをご契約のお客様の電力量区分の日割計算は、電気料金メニュー定義書6に記載のとおりとします。

8. メーター工事およびその費用等

- お客様宅の電気メーターが機械式メーターの場合は、一般送配電事業者が、スマートメーターに交換させていただきます（スマートメーター等の計量器および電流制限器等は、一般送配電事業者の所有物となります。）。一般送配電事業者の負担で取換えるため、**原則、お客様のご負担はございません。**
- ただし、お客様のご都合にもとづく事情により、当社が一般送配電事業者から工事費等を求められた場合、お客様にご負担いただきます。

9. 料金の支払条件等

(1) 料金の通知方法

地球環境への配慮等の観点から、毎月、**マイページにて通知いたします。**また、月ごとの供給電力量または買取電力量の通知も同様といたします。**書面の郵送による通知をご希望の場合、有料（1ヶ月ごとに150円（税別））にて承ります。**

(2) 料金のお支払方法および振込方法

①電気の供給のみをご契約のお客様

お客様は、お客様が指定する銀行口座からの口座振替またはクレジットカード払いにより、電気料金を毎月お支払いいただきます。なお、口座振替日は検針日の翌月27日とし、27日が金融機関の休日の場合は、翌営業日とさせていただきます。

②電気の買取のみをご契約のお客様

当社からお客様への買取料金のお支払いは、お客様が指定する銀行口座に3ヶ月分をまとめて振込みいたします。なお、お客様への支払期日は以下のとおりです。

4月から6月の各月の検針分	7月末日
7月から9月の各月の検針分	10月末日
10月から12月の各月の検針分	1月末日
1月から3月の各月の検針分	4月末日

③電気の供給および買取をご契約のお客様

お客様の電気料金と買取料金を相殺し、上記②に規定する期日ごとに3ヶ月分まとめて精算させていただきます。お支払いの方法および振込みの方法は、上記①および②によるものとします。

(3) 電気料金のお支払いを延滞された場合

当社が指定したコンビニエンスストア専用払込票または銀行振込によりお客様にお支払いいただきます。なお、以下の払込みに伴う手数料および銀行振込に伴う手数料は、お客様にご負担いただきます。また、電気料金の支払期日を経過してもお客様から電気料金が支払われない場合、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて年利10パーセントの延滞利息を申受けます。

コンビニエンスストア専用払込票による払込手数料

払込金額 5万円未満	228円（税別）
払込金額 5万円以上	上記金額に印紙税（200円）を加えた金額

10. お客様のご協力事項

当社は、一般送配電事業者所定の託送供給等約款に則り、一般送配電事業者との間で、お客様へ電気を供給するため接続供給契約を締結し、お客様からの電気の買取のため発電量調整供給契約を締結いたします。託送供給等約款には、以下の事項等につき、お客様に遵守していただく事項があり、お客様はこれらについて承諾していただきます。詳細は、本約款31をご確認ください。

(1) お客様の敷地への立入り

必要な設備の工事や調査等の理由により、お客様の承諾をえうえて一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者がお客様の敷地内に立入ることをご承諾ください。また、設備工事等のための作業用地の確保にご協力ください。

(2) 装置および設備の設置

お客様の電気のご利用にともない、他者の電気の使用を妨害するおそれがある場合、お客様のご負担で必要な調整装置または保護装置を設置していただきます。

(3) お客様から一般送配電事業者へのご連絡

一般送配電事業者もしくはお客様所有の電気工作物（引込線、計量器等）に異状もしくは故障等がある場合またはそれらが生ずるおそれがある場合、すみやかにお客様より一般送配電事業者にご連絡ください。

11. 契約の変更および解約等

- 本契約内容の変更または解約等の際は、原則としてマイページにてお手続きください。それ以外のお手続きの場合は、スマートハイムでんき専用コールセンターにお問い合わせください。
- 本契約の変更に伴い、またはお客様のご都合にもとづき、一般送配電事業者が新たに電気設備等を敷設または変更等する場合、お客様にこれらに要する工事費等をご負担いただきます。当該工事費等は、原則、銀行振込によりお支払いいただき、お振込みにもなる手数料はお客様にご負担いただきます。
- お客様が、契約電流等を新たに設定しましたは増加された日以降1年（他電力事業者等とのご契約期間を含みます。）に満たないで、本契約を解約し、または契約電流等を減少しようとする場合、当社は、一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき請

- 求された工事費等の費用をお客さまから申受ける場合があります。その他、原則として、違約金等の発生はございません。
- お客さまが以下の事項の一にでもあてはまる場合または不可抗力事由が生じた場合、当社は、解除予定日の15日前までにお客さまに書面で通知をしたうえで、本契約の全部または一部を解除することができます。
 - ・一般送配電事業者により電気の供給または買取を停止されているお客さまが、当社が定める期日までに停止理由となった事実を解消されない場合。
 - ・本契約のうち供給に関する契約または他の電気の供給に関する契約（既に終了しているものを含みます。）の電気料金を支払期日からさらに20日経過してもお支払いをされない場合。
 - ・本約款にもとづく電気料金以外の債務のお支払いをされない場合。
 - ・破産手続等の倒産関連法規にもとづく手続開始の申立て、または解散決議を行った場合。
 - ・保有する発電設備等または系統連系手続に不備や瑕疵があると当社が合理的に判断した場合。
 - ・その他本契約に違反した場合（お客さまが暴力団等の反社会的勢力の関係者と判明した場合、また反社会的勢力の疑いがあると認められる場合を含みます。）。
 - 当社が、小売電気事業の継続が困難と認められる事情が生じたことにより、これを廃止する場合、当社はお客さまとの本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

1.2. 本約款等の変更手続等について

- 当社は、社会的または経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象が発生した場合その他当社が必要と判断した場合は、本約款等を変更することがあります。
- 当社は、本約款等その他本契約の条件を変更しようとし、または変更した場合、当社が適切と判断した方法によりお客さまへの通知を以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - ・本約款等の変更による効力発生日をあらかじめ定め、事前にお客さまに通知いたします。
 - ・本契約の条件の変更にあらかじめ当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ・本契約の条件の変更後遅滞なく、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更した事項ならびに供給地点特定番号等を記載いたします。
 - ・本契約の条件の変更が、法令の制定または改廃により必要とされる形式的な変更その他本契約の実質的な変更をとみなさない場合、変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、変更後の書面の交付をしないこととします。

1.3. ご連絡先およびホームページ等

- お電話でのお問い合わせ先は、以下のとおりとなります。
スマートハイムでんき専用コールセンター（TEL：0120-234-816【9:00～19:00(水曜日定休)】）
- スマートハイムでんきホームページは、以下の URL または二次元バーコードからアクセスいただくことが可能です。
<https://www.smartheim-denki.com/>



1.4. 媒介事業者

お客さまがお住まいの地域の以下の当社関係会社各社からもスマートハイムでんきをご案内しています。なお、スマートハイムでんきに関する媒介事業者へのお問い合わせは、スマートハイムでんき専用コールセンターまでお願いいたします。

主な担当地域	媒介事業者名	住所
北海道	北海道セキスイハイム株式会社 北海道セキスイファミエス株式会社	札幌市北区北14条西4丁目2番1号（ハートビル） 札幌市東区東苗穂5条1-2-1
青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県	セキスイハイム東北株式会社 セキスイファミエス東北株式会社	仙台市宮城野区榴岡3-4-1 アゼリアヒルズ11階
栃木県	栃木セキスイハイム株式会社	宇都宮市東宿郷5-3-4 ハーモネートビル
群馬県	群馬セキスイハイム株式会社	前橋市南町3-35-3 セキスイハイムビル
茨城県	茨城セキスイハイム株式会社 茨城セキスイファミエス株式会社	水戸市笠原町600-62
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県	東京セキスイハイム株式会社 東京セキスイファミエス株式会社	東京都台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル7階
愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県	セキスイハイム中部株式会社 セキスイファミエス中部株式会社	名古屋市東区東桜1-13-3 NHK名古屋放送センタービル11階
静岡県	セキスイハイム東海株式会社 セキスイファミエス東海株式会社	静岡県浜松市中区板屋町111-2 アクトタワー25F
長野県、新潟県	セキスイハイム信越株式会社 セキスイファミエス信越株式会社	長野県松本市両島6-11
大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県（播磨地区以外）	セキスイハイム近畿株式会社 セキスイファミエス近畿株式会社	大阪市淀川区宮原1-6-1 新大阪ブリックビル11F
兵庫県（播磨地区）	セキスイハイム山陽株式会社	兵庫県姫路市岡田723-1
岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県	セキスイハイム中四国株式会社 セキスイファミエス中四国株式会社	岡山市北区下石井2-2-5 ニッセイ岡山スクエアビル7階
香川県、徳島県、高知県	セキスイハイム東四国株式会社 セキスイファミエス東四国株式会社	高知県高知市葛島4丁目1番16号
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	セキスイハイム九州株式会社 セキスイファミエス九州株式会社	福岡市中央区高砂2-8-1 オヌキ高砂ビル6F